

公益財団法人地球環境センター
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人地球環境センター（以下「本財団」という。）定款第13条第2項及び第27条第1項の規定に基づき本財団の役員及び評議員に対する報酬及び費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、本財団定款第21条に基づき置かれる者であり、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、本財団定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、本財団を主たる勤務場所として週3日以上勤務する理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費、通勤手当及び在宅勤務手当をいう。

(報酬等の額)

第3条 役員及び評議員の報酬等は次のとおりとする。

- (1) 常勤役員及び非常勤の理事長には、別表1に定める支給限度額内において理事会で定めた額を支給する。
 - (2) 非常勤役員（理事長が非常勤の場合の理事長を除く）及び評議員には、理事会及び評議員会出席または監査業務について、1日当たり別表2に定める額を支給する。
- 2 役員については退職金を支給しない。

(報酬の支払)

第4条 常勤役員及び非常勤の理事長の報酬は、前条第1項(1)で定めた年間報酬額を12等分し、支給方法、報酬より控除する額、支給日等支給に関する詳細は本財団給与規則（以下「給与規則」という。）に準じて支給する。

- 2 月の途中で常勤役員及び非常勤の理事長に就任したとき、又は途中で常勤役員及び非常勤の理事長を退任したとき、あるいは死亡したときは、給与規則に準じ報酬は日割計算で行なうものとする。
- 3 評議員及び非常勤役員（理事長が非常勤の場合は理事長を除く）の別表2に係る報酬は、評議員会または理事会出席及び監査業務の都度支給するものとし、支給方法、報酬

より控除する額等は給与規則に準ずる。

4 報酬の支給額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(費用)

第5条 役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく、直接本人に、又は役員及び評議員からの申出により口座振替の方法により支払う。

2 常勤役員には給与規則に準じて通勤手当、在宅勤務手当を支給する。

3 役員及び評議員の旅費については本財団旅費支給規則によるものとする。

(公表)

第6条 本財団は、この規程を公益認定法の規定により公表するものとする。

(改正)

第7条 この規則の改正は評議員会の議決で行う。

(委任)

第8条 この規則の実施に必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

この規則は、平成26年6月23日から施行する。

この規則は、平成26年10月3日から施行する。

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

この規則は、令和6年6月26日から施行する。

別表1

役 職 名	報 酬 限 度 額
理事長（常勤）	年額 1500 万円以内とする
理事長（非常勤）	年額 150 万円以内とする
業務執行理事	年額 1300 万円以内とする
理 事	年額 1100 万円以内とする

別表 2

役 職 名	評 議 員	理 事	監 事
限度額	20,000 円 (源泉徴収前)	20,000 円 (源泉徴収前)	20,000 円 (源泉徴収前)
支給額	20,000 円 (源泉徴収前)	理事会において定める	20,000 円 (源泉徴収前)